「子どもにやさしいまち」とネットワークの基本理念

「子どもにやさしいまち」とは？

子どもの権利条約の内容を具現化するまち（市町村などの自治体）をいいます。「子どもにやさしいまちづくり」はユニセフが提唱し、世界に展開している運動で、現在、約 70 の国で進められています。
日本でも多くの地方自治体で、条約に示された子どもの社会参加や権利救済を盛り込んだ条例の制定などの取り組みが広がっており、福岡県内では、志免町、筑紫野市、宗像市、筑前町が子ども条例を制定し、推進しています。

「子どもにやさしいまちづくり」ネットワーク（in 福岡）について

子どもの権利を尊重する「子どもにやさしいまち」の実現のためには、子どもたちの現状を踏まえた市民側のネットワークと、行政との協働関係が欠かせません。そのため、子どもＮＰＯセンター福岡は、子どもの課題に向き合い、取り組んでいる人々のネットワークを福岡県内にひろげてきました。ネットワークづくりは 15 年を経過し、その内容も、交流と学びから、課題解決や社会的提言へと、関心が深まってきました。
2018 年にはこれをさらに深化させ、市民による「子どもにやさしいまちづくり」のためのプラットフォームとして「ひろば」を開き、より多くの市民が参加し、その活動を通して社会に発信できる仕組みをつくりました。

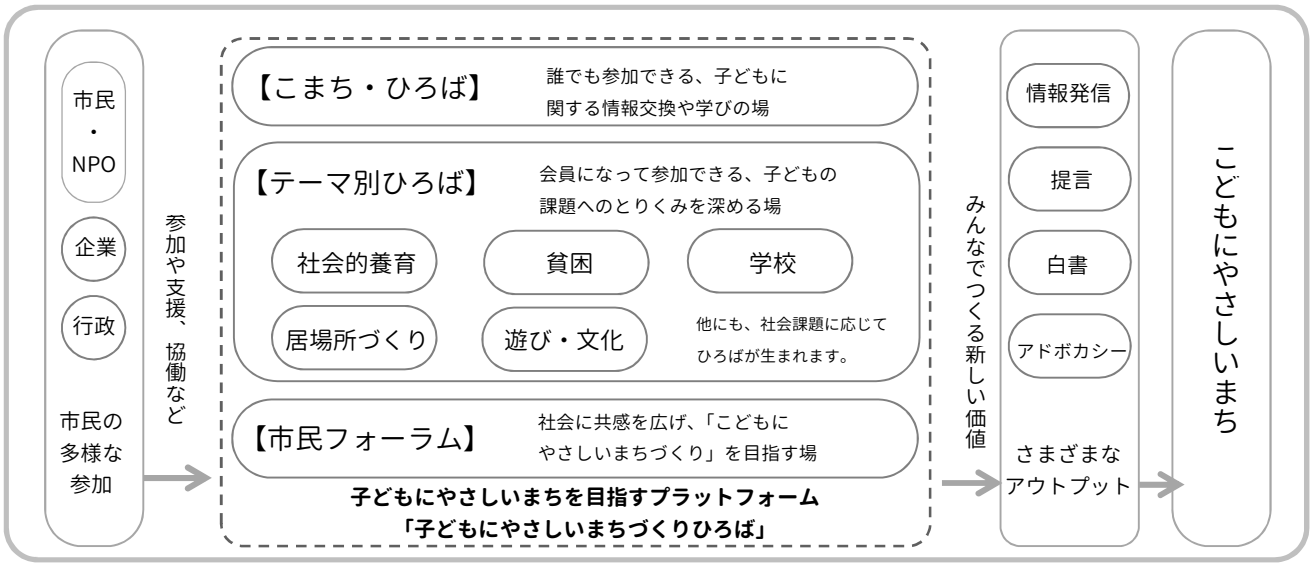

どうぞ、あなたもご参加を！

「ひろば」では、「子どもの権利条約」や「子どもにやさしいまち」を深く学ぶことができます。また、子どもに関する多くの情報を得ることができます。どの段階から参加するかは自由です。「子どもにやさしいまちづくり」にご賛同いただけましたら、どうぞあなたも、ネットワークの仲間になってください。ご一緒に進めていきましょう。